

# 女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部

## 動物実験管理規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部（以下「本学」という）における動物実験等を適正に行うため、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」（以下「基本指針」という）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものである。

### (基本原則)

第2条 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針（最終改正：平成19年環境省告示第105号）」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

2 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物実験を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

3 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）」に配慮して実施しなければならない。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、本学において飼育されるすべての実験用動物を対象とし、実施されるすべての動物実験に適用される。

(定義)

第4条 この規程における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 動物実験

実験用動物を利用して実施される教育・研究にかかわる実験をいう。

(2) 実験用動物

動物実験のため、本学で生産・育成あるいは導入された哺乳動物をいう。

(3) 動物室

実験動物に実験操作を行う施設（坂戸校舎にあっては動物実験センター、駒込校舎にあっては動物飼育室）をいう。

(4) 動物実験責任者

動物実験の実施を統括する責任者（専任教員）をいう

(5) 動物実験実施者

動物実験責任者の下で、動物実験の飼養又は動物実験等に従事する者（教員、実験実習助手、学生等）をいう。

(6) 管理者

実験動物及び動物室等を管理する者をいう。

(組織)

第5条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、次に定める動物実験倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(動物実験倫理委員会)

第6条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

(1)動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議

(2)動物実験計画の実施状況及び結果に関すること

(3)施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること

(4)動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること

(5)自己点検・評価に関すること

(6)その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1)動物実験等に関して優れた識見を有する者 2名以上

(2)実験動物に関して優れた識見を有する者 2名以上

(3)その他学識経験を有する者 1 名以上

第 8 条 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置き、坂戸校舎と駒込校舎それぞれに配置する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、研究室委員長の指名を受けて学長が委嘱する。
- 3 委員長あるいは副委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる
- 6 委員長、副委員長はそれぞれ動物室の管理者を兼務する。

第 9 条 委員会に関する事務は、研究室委員会事務局が行う。

- 2 事務局は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(動物実験等の実施)

第 10 条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書（別紙様式）を学長に提出すること。

- (1)教育・研究の目的、意義及び必要性
  - (2)代替法を十分に検討して、実験動物を適切に利用すること。
  - (3)実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
  - (4)苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
  - (5)苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知すること。
  - 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
  - 4 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、第 1 項と同様に変更申請の承認を得なければならない。

第 11 条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

- (1)適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2)動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

③適切な術後管理

④適切な安楽死の選択

(3)安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

(4)物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(6)侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

（施設等）

第 12 条 動物室（実験用動物の処置室も含む）は、以下の要件を満たすこと。

(1)適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

(2)動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。

(3)床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4)実験用動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

(5)臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（実験動物の飼養及び保管）

第 13 条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

第 14 条 動物実験責任者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

2 動物実験責任者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うこと。

3 動物実験責任者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じること。

第 15 条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

第 16 条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

2 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

(安全管理)

第 17 条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。

3 管理者は、動物実験実施者が実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対し、予防及び発生時の必要な措置を講じること。

4 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

第 18 条 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

(教育訓練)

第 19 条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けること。

- ①関連法令、指針等、本学の定める規程等
- ②動物実験等の方法に関する基本的事項
- ③実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- ④安全確保、安全管理に関する事項
- ⑤その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

(自己点検・評価・検証)

第 20 条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせること。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるこ

と。

(情報公開)

第 21 条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等）を毎年 1 回程度公表する。

(準用)

第 22 条 第 3 条(2)に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうよう努めること。

(規程の改廃)

第 23 条 この規程の改廃は、動物実験倫理委員会の議を経て、研究室委員会総会において実施する。

附則

1. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. 「女子栄養大学動物実験指針」「女子栄養大学動物実験倫理委員会規程」「学生実験・実習における実験動物の取扱いについて」は平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止する。
3. この規程は、令和 5 年 3 月 24 日から施行する。